

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市条例第4号

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p><u>（地域手当）</u></p> <p>第42条の5 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であつて市長が特に必要と認めるときは、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第42条の5 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の11</u>（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であつて市長が特に必要と認めるときは、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。